

## 大野市国民健康保険税（率）の改正について

### 1. 経緯

- ・財源不足分については、基金取崩し又は一般財源からの補填により、国保会計を運用してきた。
- ・県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる県単位化が、平成30年度から開始された。
- ・将来的な保険料水準の統一に向け、国民健康保険税の算定方式を4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から、資産割を廃止した3方式に移行することを求められており、令和元年度からの国民健康保険税について、賦課総額は変更せず、資産割を1/2に縮小する改定を行った。

### 2. 現状

#### 国・県の動き

- ・国から、赤字補填を目的とした一般会計からの繰入を計画的になくすよう指示が出されている。

（赤字発生の翌々年に解消・削減が見込まれない市町に対して、赤字削減・解消計画の策定を指示。計画策定の場合、赤字の翌々年度から原則6年以内に解消を指示）

- ・大野市は、令和2年度は赤字補填を目的とした一般会計からの繰入は行わず、基金繰入を実施した。近年では、令和2年度を除き、ほぼ毎年赤字補填を目的とした一般会計からの繰入を行っている。

- ・福井県国民健康保険運営方針が令和2年度末に見直され、保険料水準の県内完全統一を目指すためロードマップを作成することが記された。

（同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準とする。期限は未定）

（算定方式4方式を3方式に統一する期限は、令和8年度）

#### 市の状況

- ・国保会計を維持するために基金を取り崩すことが、基金残高の減少により困難な状況となっている。

- ・福井県国民健康保険運営方針の見直しに伴い、令和2年度末に大野市国民健康保険事業運営方針を見直している。

○収支の均衡を保ち赤字を削減・解消し、事業の健全運営を図る必要がある。

○医療費適正化、適正な保険税率の算定、保険税収納率の向上などの赤字削減・解消策に取り組む。

○将来的な保険料水準統一に向け、保険税算定方式は4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から、資産割を除く3方式に令和4年度を目途に段階的に移行する予定である。

### 3. 方策

見直しした大野市国民健康保険事業運営方針などに従い、以下の3点に取り組む。

- ・保険税算定方式の移行と適正な保険税率の検討
- ・医療費適正化への取組み
- ・保険税徴収の適正な実施

大野市国民健康保険運営協議会の進め方

- |     |      |                        |
|-----|------|------------------------|
| 第1回 | 6/29 | R2決算・R3予算、保険事業の状況、条例改正 |
| 第2回 | 8/26 | 税率改正の方向性審議             |
| 第3回 | 10月  | 税率改正（案）の審議             |
| 第4回 | 2月   | 条例改正（案）、R4予算、特定健康診査等事業 |